

総合訓練の実施要領	実施項目	実施内容
	想定	出火場所、燃焼物件、延焼の程度と範囲を決める。 (1) 部分訓練の消火、通報及び避難訓練の内容が一連の行動として構成できるようにする。 (2) 地震にあつては、地震の程度、被害の程度を決める。 (3) 救助事象にあつては、事故場所、事故の内容、けが人の数と程度を決める。 (4) 避難を要する者、介助、救護を要する者は被害の程度に応じて決める。
	(1) 発災場所の確認	(1) 火災の発生は次による。 ・旗又は灯火により現示する。 ・自動火災報知設備の発信機又は非常ベルの起動装置を押す。 (2) 自動火災報知設備により火災を覚知した場合は、受信機の作動表示を確認した後、出火場所の確認を行う。 (3) 放送設備、インターホン等により現場付近の者に確認の指示をするか又は受信機の設置場所等から現場確認に向かう。 (4) 出火場所に至って、現場の状況を確認し、自衛消防隊長に報告する。
	(2) 消防機関への通報	(1) 消防機関へ通報する。 (通報内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害種別</li> <li>・防火対象物の所在</li> <li>・防火対象物及び事業所の名称、目標</li> <li>・災害の発生場所、燃焼物</li> <li>・けが人、避難を要する者の有無</li> </ul> (2) 通報には、送り手と受け手を決め、次の装置等を使用する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・内線電話、加入電話</li> <li>・訓練用通報装置</li> <li>・火災通報装置</li> </ul> (3) 119番回線による通報は、あらかじめ消防署の了解を取って行う。
	(3) 館内への連絡	(1) 館内の自衛消防隊員に災害発生の場所、程度の状況を連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要により現場確認前と後の情報に区分する。</li> <li>・必要により暗号、隠語を使用する。</li> </ul> (2) 連絡、伝言には次の装置等を使用する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・メガホン、携帯拡声器</li> <li>・非常ベル、自動式サイレン</li> <li>・非常放送設備</li> <li>・自動火災報知設備</li> <li>・業務用放送設備、インターホン</li> <li>・内線電話</li> </ul>
	(4) 初期消火	(1) 消火器具の搬送、消火活動の操作を行う。 (2) 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプで消火活動の操作を行う。 (3) その他設置されている消火設備、消火装置等の操作を行う。 (4) 特殊消火設備は、起動装置、取扱いの確認、操作を行う。
	(5) 区画の形成	(1) 初期消火後、出火室の扉、天窓を閉鎖する。 (2) 防火戸・防火シャッターの閉鎖、防火区画の形成を手動又は遠隔操作して行う。 (3) エレベーター・エスカレーター等の運転中止の確認操作を行う。 (4) 防煙区画、排煙区画の形成を手動又は遠隔操作をして行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防煙垂れ壁、排煙口の操作</li> <li>・機械排煙の活用</li> </ul>
	(6) 避難誘導	(1) 避難行動及び避難経路、避難先等の指示を行う。 (2) 非常口、避難路の確保を行う。 (3) 階段入り口、通路角など主要な避難経路、階段に誘導員の配置を行う。 (4) 介助を要する者の搬送を行う。 (5) メガホン、携帯用拡声器、旗等を使用し避難誘導を行う。 (6) エレベーター、エスカレーターの使用禁止、危険区域を周知する。 (7) 逃げ遅れの有無、避難者の確認を行う。 (8) 避難者の確認を行い、自衛消防隊本部に報告する。
	(7) 応急救護	(1) 救護所を設定する。 (2) 担架又は徒手により、けが人等を搬送する。 (3) 受傷者の応急手当をする。 (4) 措置した状況を自衛消防隊本部に報告する。
(8) 指揮	(1) 隊本部、地区隊本部を設定する。 (2) 指揮命令伝達、情報の収集及び整理を行う。 (3) 副防災センター、中央管理室その他所定部署との連絡、確認を行う。 (4) 消防隊到着時の誘導、情報提供を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害状況</li> <li>・避難状況(けが人等を含む。)</li> <li>・活動状況</li> <li>・消防用設備等、機器の作動状況</li> </ul>	